

答申第 553 号

平成 23 年 2 月 23 日

神奈川県公安委員会
委員長 小沢 一彦 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成21年9月16日付けで諮問された神奈川県を被告とする判決文公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第589号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、神奈川県を被告とする判決文について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県を被告として提起された特定の行政事件訴訟（以下「本件訴訟」という。）の判決文（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、平成21年9月4日付けで、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号ただし書イ該当の点について

（ア）裁判所に掲示された予定表（以下「開廷表」という。）には、原告及び被告の氏名、事件名、事件番号等の情報が記載されていることから、原告の氏名は、条例第5条第1号ただし書イの慣行として公にされている情報に当たる。

（イ）判決の言渡しは、公開法廷で行われており、開廷表が法律に基づくものでないとしても、どの法廷で、何時に、どの判決が言い渡されるか等を裁判所が世に明らかにしなければ、日本国憲法第82条の規定が画餅となる。

（ウ）最高裁判所判例集は、個人情報の保護が厳格な今日においても、当事者の氏名を明示していることから、判決文に記載された原告の氏名は、公にすることが予定されている情報に該当する。

イ 本件行政文書の存否について

神奈川県知事は、本件行政文書が存在することを認めた上で、警察本部長に事案を移送したことは明らかであり、また、不服申立人は、

裁判所において本件訴訟に係る開廷表を確認した上で、本件に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行っていることから、本件行政文書が存在することは社会常識に照らして明らかである。

3 実施機関（警察本部警務部監察官室）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

不服申立人によれば、本件行政文書は、本件訴訟に係る判決文である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件請求に係る行政文書公開請求書には、本件訴訟の原告として、特定の個人（以下「本件個人」という。）の氏名が記載されており、本件個人が本件訴訟の原告であるか否かに係る情報（以下「本件情報」という。）は、個人に関わる情報であって、当然に個人が識別される情報である。

また、本件情報を公開することによって、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

ウ 開廷表について

開廷表は、裁判所における一時的な掲示物であることから、開廷表

に記載された原告の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定される情報に該当しない。

(3) 条例第8条該当性について

本件請求は、個人を特定して行われており、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報を公開することとなるため、条例第8条に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 本件請求について

不服申立人は、本件訴訟に係る判決文の公開を求めているものと認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開するとされている。

(イ) 行政事件訴訟の訴訟記録の閲覧については、行政事件訴訟法第7条

により民事訴訟法（以下「民訴法」という。）が準用されている。

民訴法第91条第1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と規定しており、また、同法第92条第1項は、秘密保護のため、訴訟記録の閲覧等を制限することができる旨規定している。

（ウ）当審査会において確認したところ、本件訴訟に係る訴訟記録は、民訴法第92条第1項による閲覧の制限がなく、何人でも閲覧することができる文書であることが認められる。

したがって、本件情報は、行政事件訴訟法第7条において準用する民訴法の規定に基づき、何人も閲覧が可能な情報であり、条例第5条第1号ただし書アに該当すると判断する。

（3）条例第8条該当性について

ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 前記（2）イ（ウ）のとおり、本件情報は、条例第5条第1号ただし書アに該当すると認められることから、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるとは認められない。

ウ したがって、本件請求は、条例第8条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当するとは認められず、本件行政文書の存否を明らかにして、改めて本件請求に対する諾否の決定を行うべきであることから、本件処分は取り消すべきであると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 9 月 16 日	○ 諮問
9 月 28 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 16 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 23 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
11 月 2 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
12 月 25 日 (第 88 回部会)	○ 審議
平成 22 年 1 月 29 日 (第 89 回部会)	○ 審議
2 月 26 日 (第 90 回部会)	○ 審議
3 月 31 日 (第 91 回部会)	○ 審議
12 月 24 日 (第 100 回部会)	○ 審議
平成 23 年 1 月 26 日 (第 101 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
交告 尚史	東京大学大学院教授	部会員
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
玉巻 弘光	東海大学教授	会長職務代理者
辻山 栄子	早稲田大学教授	部会員
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成23年2月23日現在) (五十音順)